

アメリカ法

第24回

丸山 英二

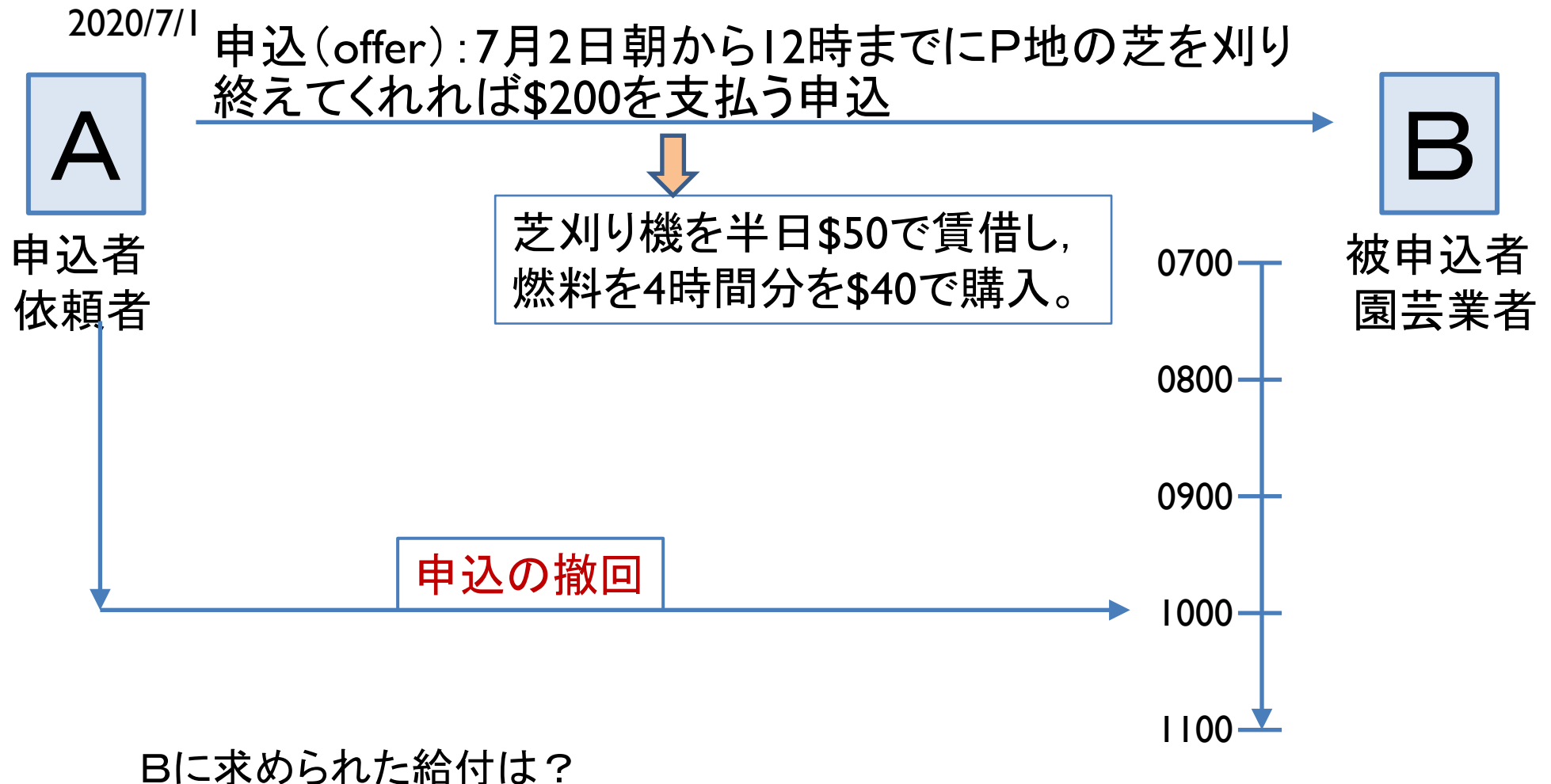
V. アメリカ契約法

2. 申込と承諾——契約の成立

(1) 申込 (c) 申込 (被申込者の承諾権限) の失効事由

申込の失効事由		申込の復活可能性	効果発生	option
(イ)	申込の撤回	○	到達時	—
(ロ)	申込者・被申込者の死亡・能力喪失		即時	—
(ハ)	承諾期間の徒過	○	即時	失効
(ニ)	申込の拒絶	○	到達時	△
(ホ)	契約の履行に不可欠な人の死亡または物の滅失		即時	失効
(ヘ)	契約の履行の違法化		即時	失効

(1) (e) 申込等を信頼した被申込者の保護 (イ)片務契約の場合

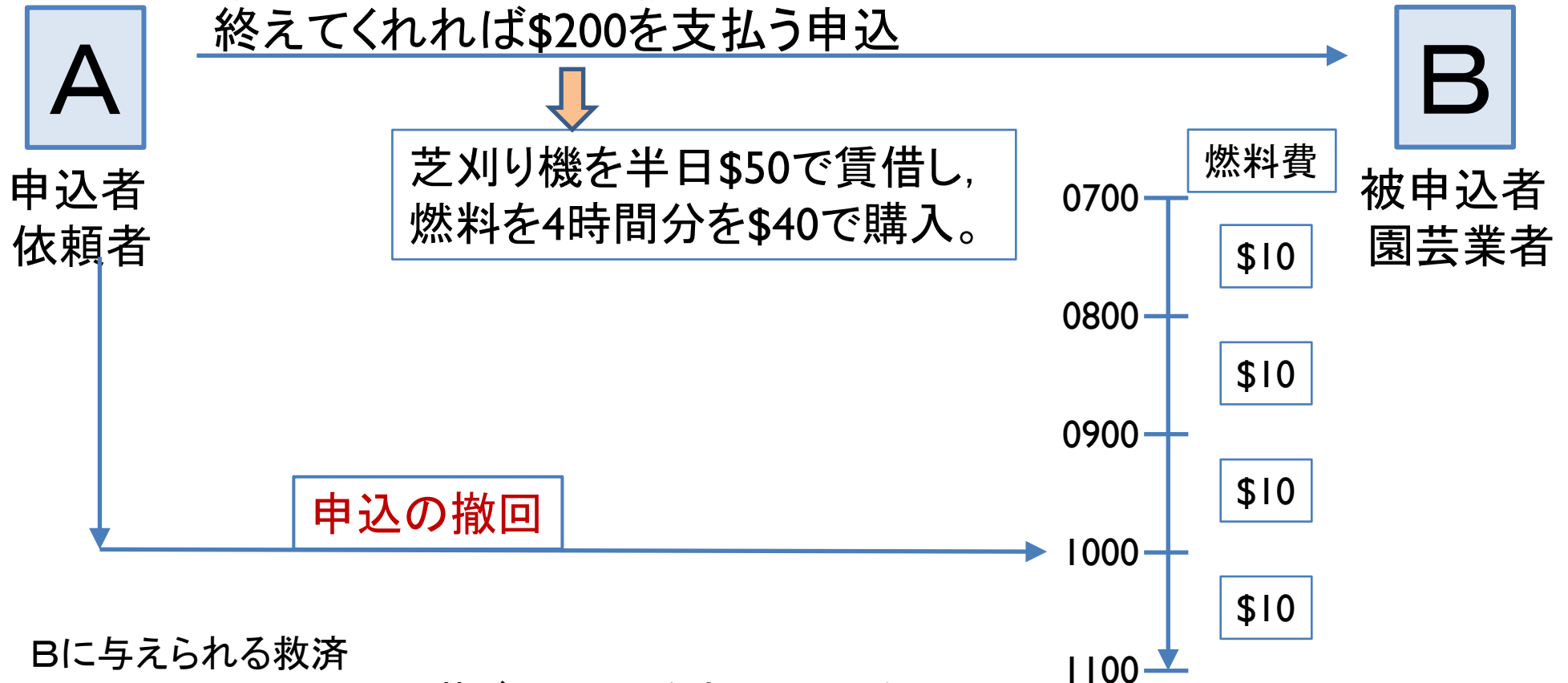


片務契約の申込: 芝刈の完了——完了まではAは撤回できる。
双務契約の申込: 芝刈の約束——芝刈開始時に黙示の承諾

(1) (e) 申込等を信頼した被申込者の保護 (イ)片務契約の場合

2020/7/1

申込 (offer) : 7月2日朝から12時までにA地の芝を刈り
終わってくれれば\$200を支払う申込



Bに与えられる救済

Restatement 2d § 45(2)に基づいて芝刈を完了した場合⇒\$200

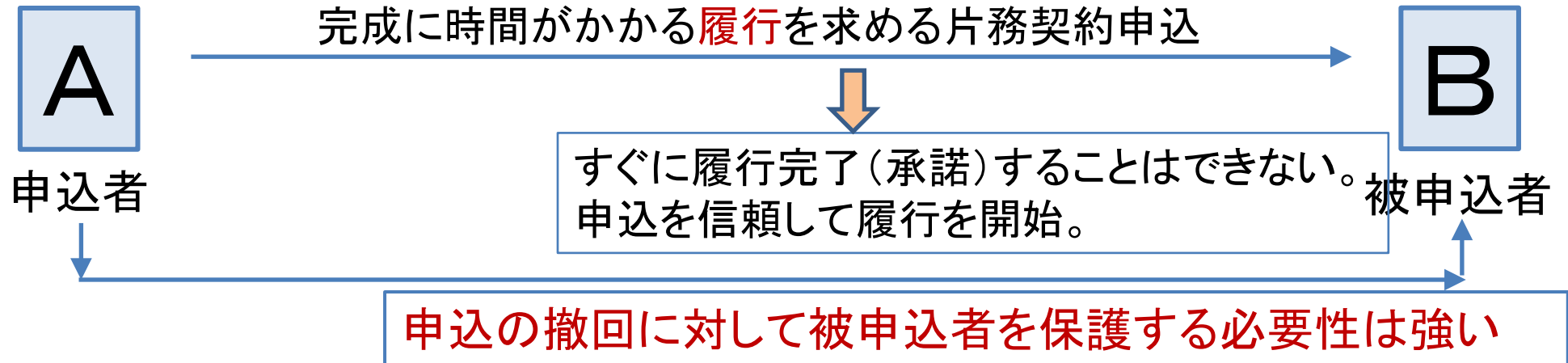
Aが芝刈の完了をまったく望まない意思表示した場合

⇒Bに損害軽減義務が課され, 10時で作業を中止することが必要。

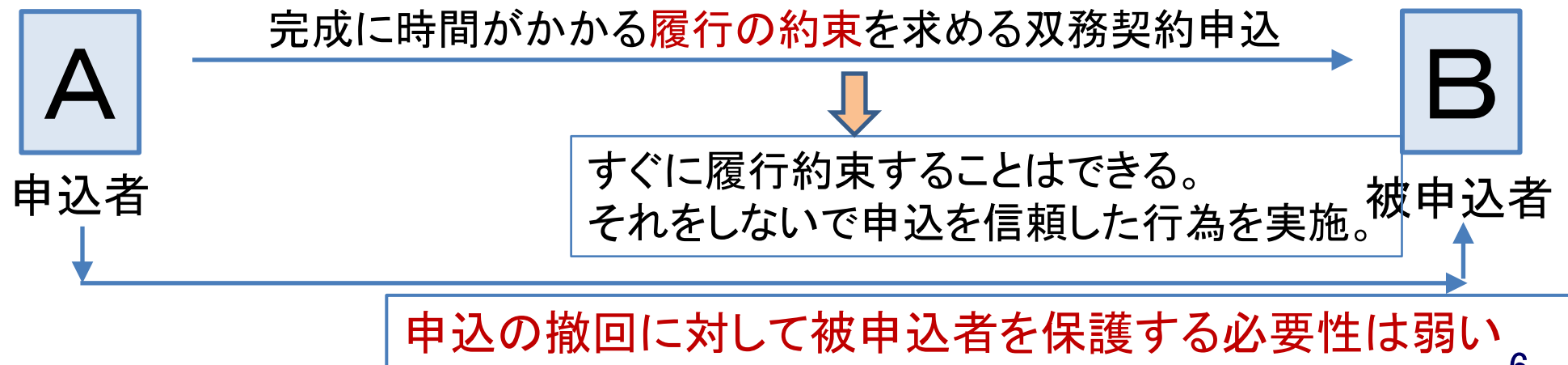
余った1時間分の燃料を\$10/\$7で処分できれば, その分が損害賠償額から控除される。

(1) (e) 申込等を信頼した被申込者の保護 (イ) 双務契約の場合

◆ 片務契約の申込

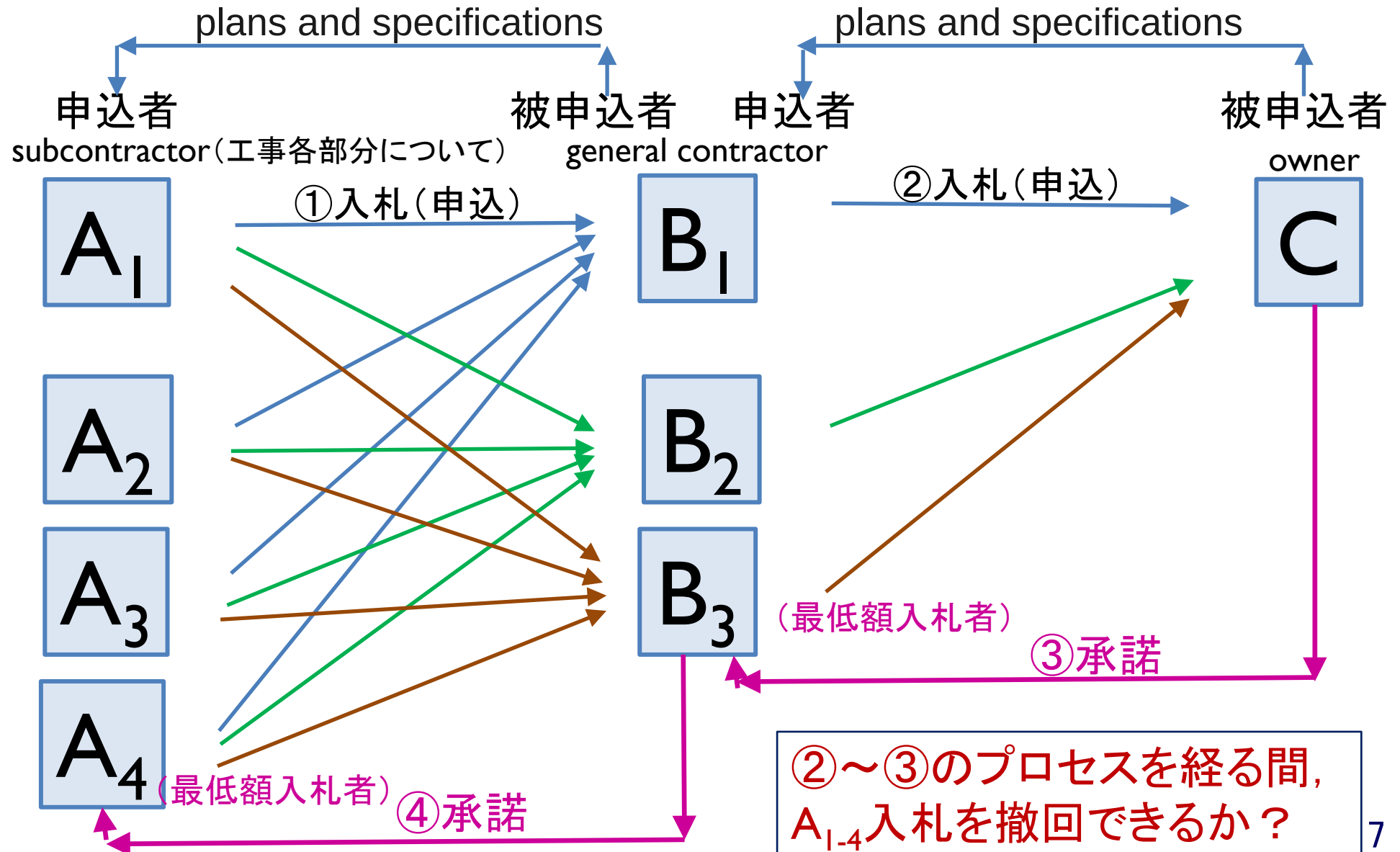


◆ 双務契約の申込

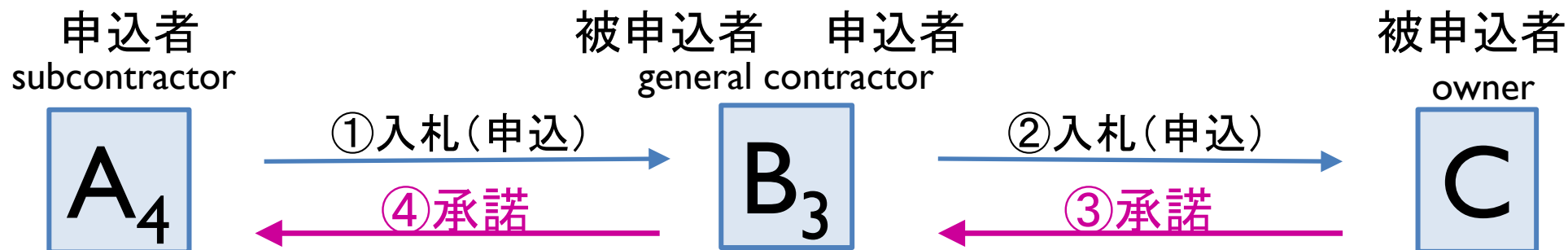


(1) (e) 申込等を信頼した被申込者の保護 (イ)双務契約の場合

建築請負契約の入札



(1) (e) 申込等を信頼した被申込者の保護 (イ)双務契約の場合



②～③のプロセスを経る間, A₄は入札を撤回できるか？

① 伝統的理論

下請業者は, 元請業者の承諾までは入札を撤回できる。

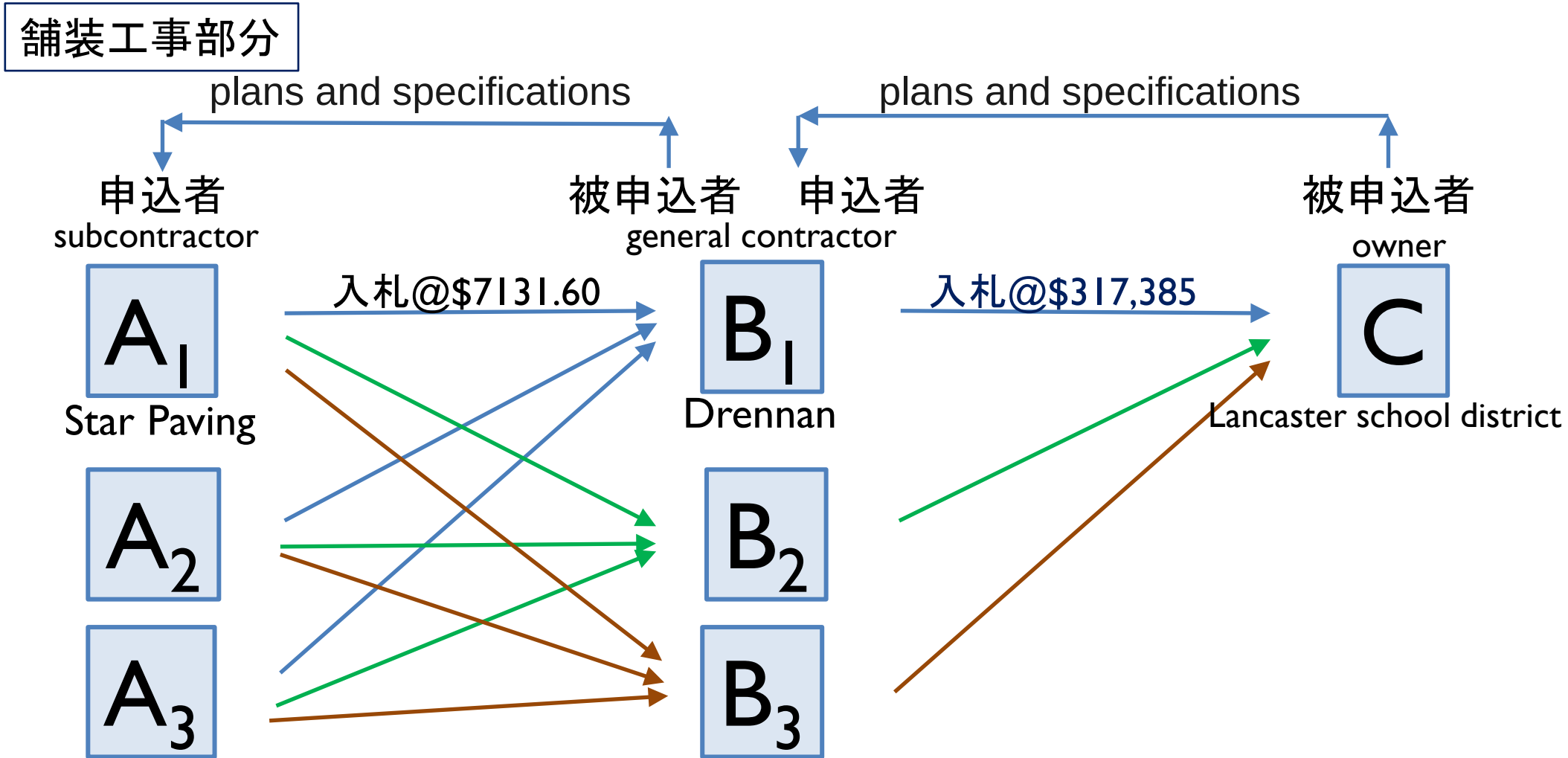
それを回避したい元請は, ㊦下請の入札を信頼した元請入札前^前に, 下請の入札を承諾し契約を成立させ, 契約上の権利義務発生を主契約落札に条件づける, ①約因を提供して下請の入札にオプションをつける, 方法を講じれば良い。

② 近年の判例

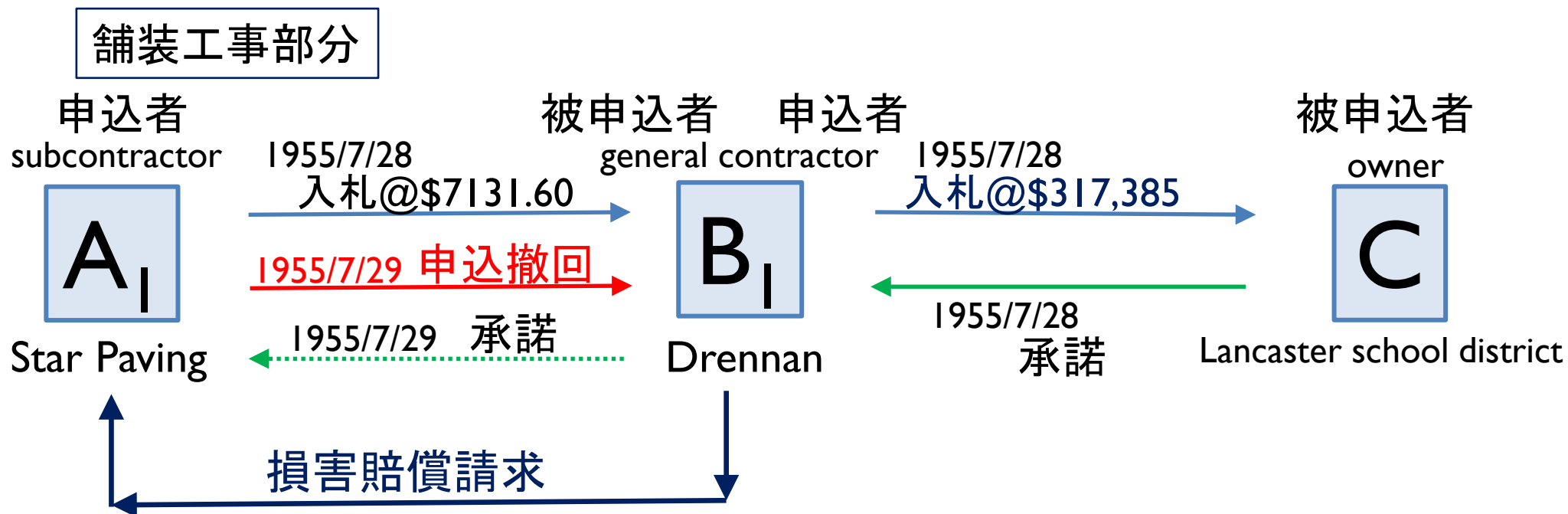
元請が下請の入札を信頼した行動をとった場合には, 約束的禁反言の法理により下請は入札を撤回できなくなる。

(1) (e) 申込等を信頼した被申込者の保護 (イ)双務契約の場合

Drennan v. Star Paving Co., 51 Cal. 2d 409, 333 P. 2d 757(1958)



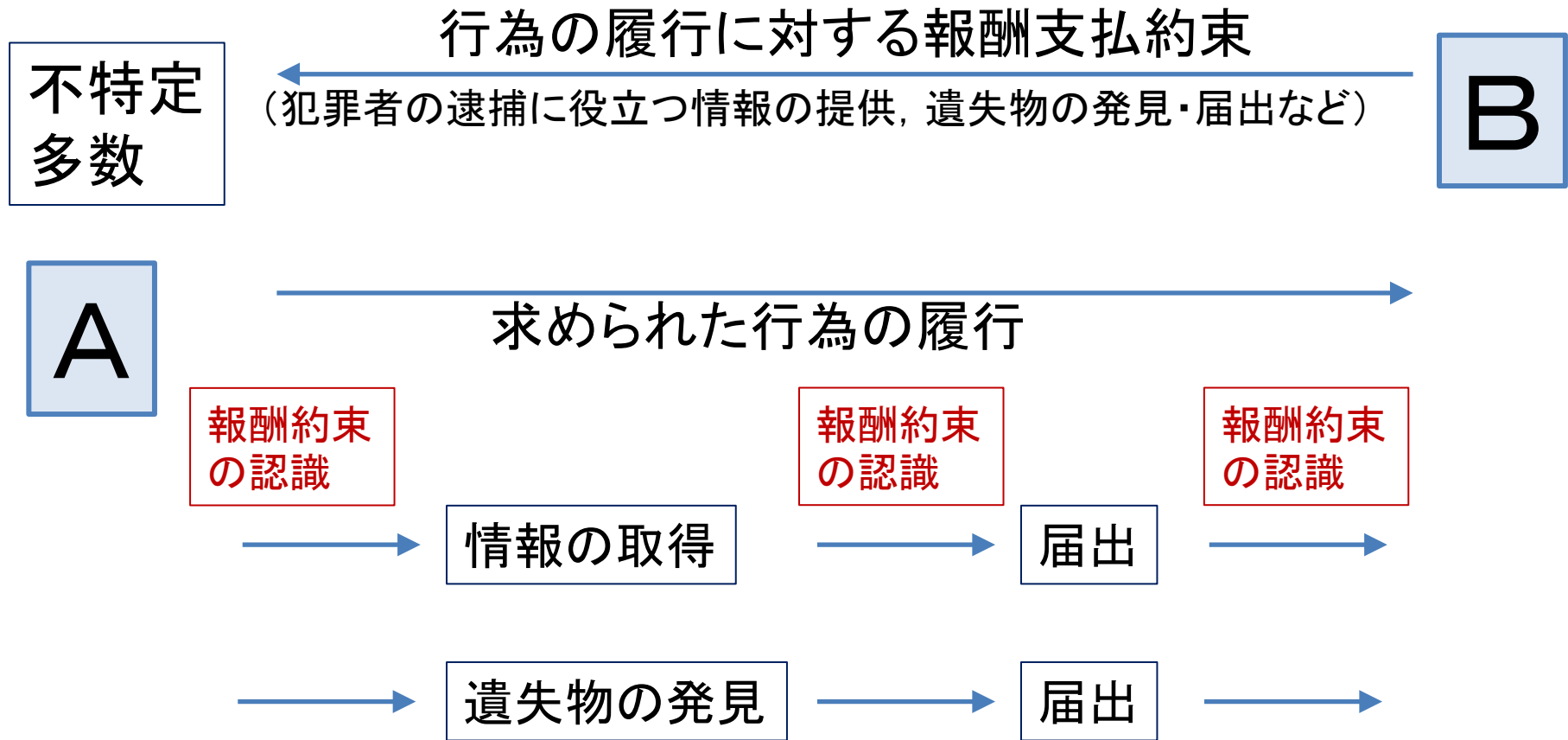
(1) (e) 申込等を信頼した被申込者の保護 (イ) 双務契約の場合



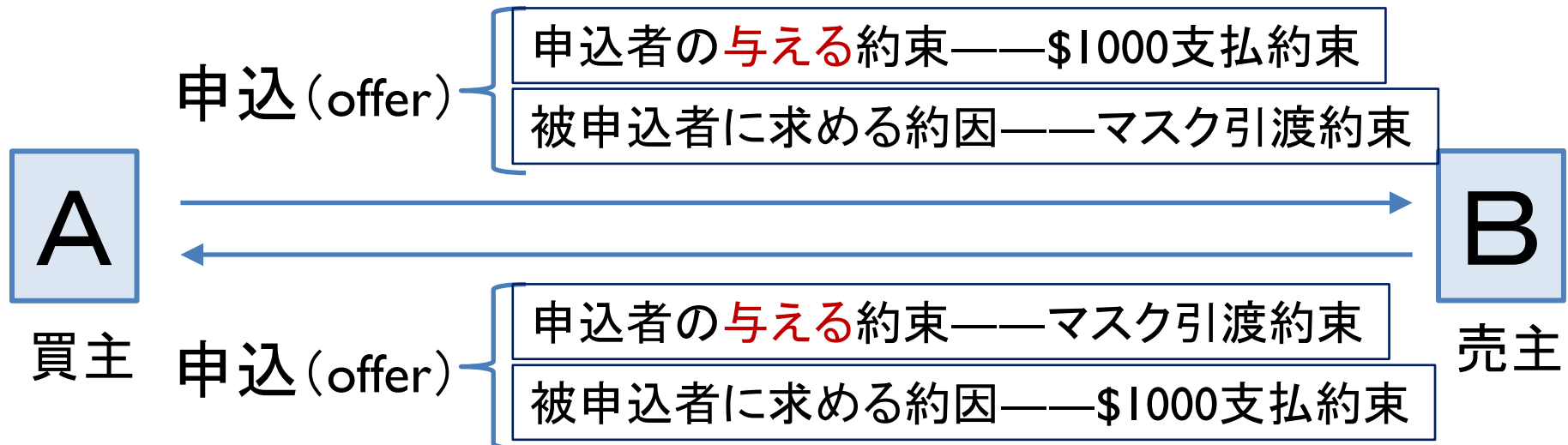
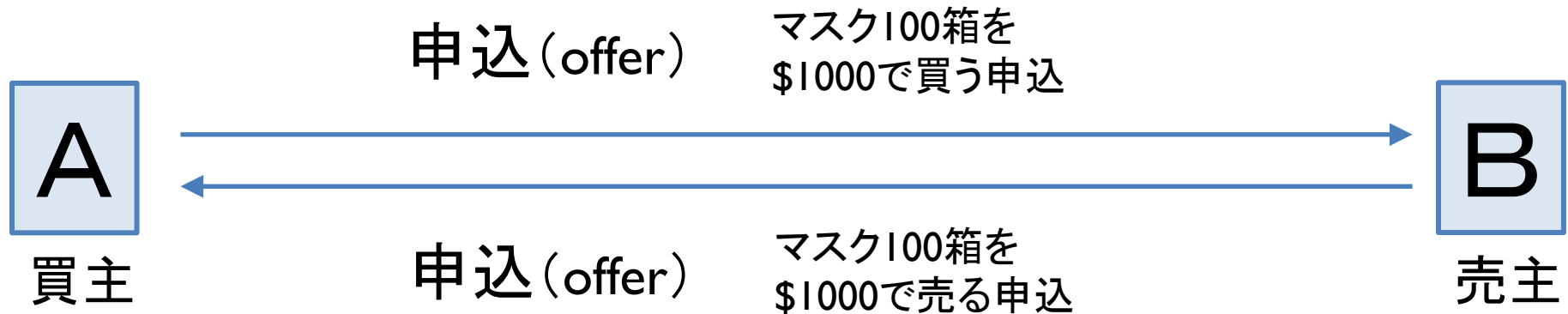
第一審：原告勝訴，第二審：原判決支持，最高裁：原判決支持。

【判旨】 下請の入札を信頼して主契約の入札がなされるような場合には，その入札を撤回しないという趣旨の約束が黙示されていると考えるべきである。この約束に対する約因は存在しないが，入札に対する合理的な信頼行為が約因の代わりになる。

(2) 承諾 (b) 申込を知らない者による承諾

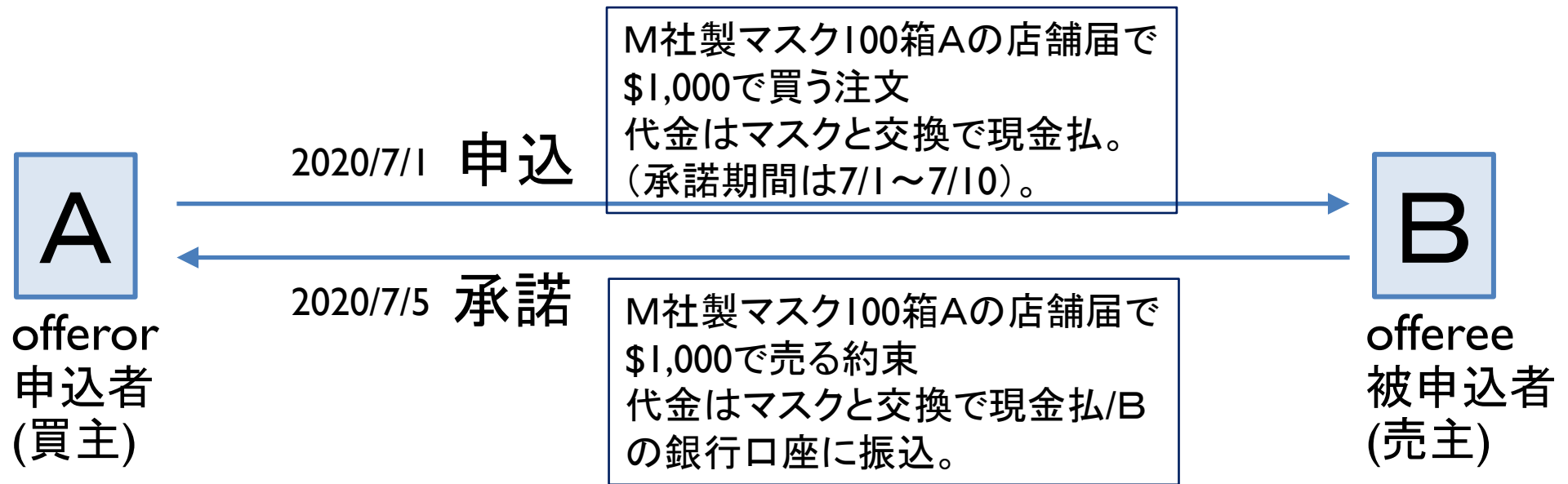


(2) 承諾 (b) 申込を知らない者による承諾 (口)交叉申込



相手方の要求に応じて交換的に約因(自らの約束)を与えるようという要素が欠けている

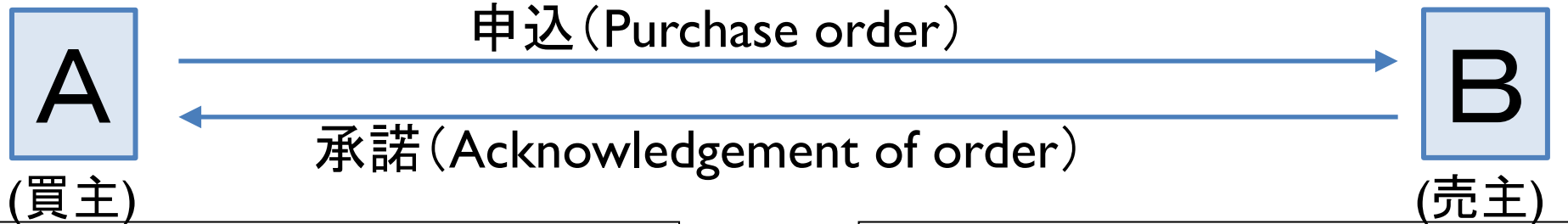
(2) 承諾 (d) 双務契約の承諾 (□) Mirror Image Rule



裁判所は妥当な解決を達成するために必要な場合

- ㊦ 承諾中の申込条件と異なる条件について、契約条件の変更の提案に過ぎないと解釈
 - ㊦ 承諾中に申込にない条件がある場合、それを申込の中に黙示的に含まれていたと解釈
- することによって、契約の成立を認めることがある。

(2) 承諾 (d) 双務契約の承諾 (ハ) Battle of the Forms

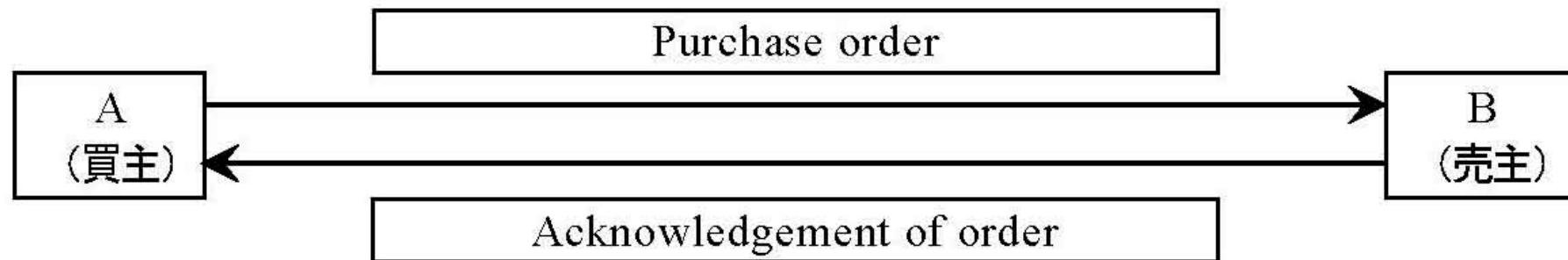


Purchase order

- ・ 品名 : パソコン
- ・ 型式 : model A
- ・ 数量 : 50台
- ・ 価格 : \$60,000.00 (8月末支払)
- ・ 引渡期日・場所 :
8/10にA社本店
- ・ 初期不良対応 : 10日以内にクレーム, 新品交換
- ・ 労働争議による履行不能等が発生した場合には契約は解除される。
-

Acknowledgement of order

- ・ 品名 : パソコン
- ・ 型式 : model A
- ・ 数量 : 50台
- ・ 価格 : \$60,000.00 (8月末支払)
- ・ 引渡期日・場所 :
8/10にA社本店
- ・ 初期不良対応 : 7日以内にクレーム, 新品交換
- ・ 紛争は仲裁に付される。
- ・ 戦争による履行不能が発生した場合には契約は解除される。.....



Purchase order (7/26)

- ・ 品名 : パソコン
- ・ 型式 : model A
- ・ 数量 : 50 台
- ・ 価格 : \$60,000.00 (8 月末支払)
- ・ 引渡期日場所 : 25 台 8/10 に A 社本店, 25 台 8/24 に A 社 P 営業所
- ・ 初期不良があった場合には引渡後 10 日以内にクレームが出されれば良品と交換
- ・ 労働争議による履行不能・目的達成不能が発生した場合には契約は解除される。

Acknowledgement of order (7/27)

- ・ 品名 : パソコン
- ・ 型式 : model A
- ・ 数量 : 50 台
- ・ 価格 : \$60,000.00 (8 月末支払)
- ・ 引渡期日場所 : 25 台 8/10 に A 社本店, 25 台 8/24 に A 社 P 営業所
- ・ 初期不良があった場合には引渡後 7 日以内にクレームが出されれば良品と交換
- ・ 本契約について生じた紛争は**仲裁協会における仲裁に付される。
- ・ 戦争による履行不能が発生した場合には契約は解除される。

(2) 承諾 (d) 双務契約の承諾 (ハ) Battle of the Forms

【1】 履行前に契約の解除を主張できるか？

たとえば, 8 月 1 日に目的物の市場価格が \$40,000 に下落すれば A は解約したくなる。逆に \$75,000 に上昇しておれば B は解約したくなる。

【2】 8 月 10 日に 25 台が引き渡された。そのあと,

- (a) 8 月 15 日に戦争が勃発してパソコンの輸出入が禁止された場合。
- (b) 8 月 18 日に労働争議が発生して A 社が操業停止した場合。
- (c) 8 月 19 日に初期不良があったというクレームが A 社から出された場合。
- (d) 契約について生じた紛争について解決の場所は？

契約条件	条件の規定がある場所	コモン・ロー	U C C
争議による解除	申込		
初期不良	条件が申込と承諾で不一致		
仲裁による解決	承諾 (重大な変更)		
戦争による解除	承諾		

(2) 承諾 (d) 双務契約の承諾 (ハ) Battle of the Forms

【1】 履行前に契約の解除を主張できるか？

たとえば, 8 月 1 日に目的物の市場価格が \$40,000 に下落すれば A は解約したくなる。逆に \$75,000 に上昇しておれば B は解約したくなる。

【2】 8 月 10 日に 25 台が引き渡された。そのあと,

- (a) 8 月 15 日に戦争が勃発してパソコンの輸出入が禁止された場合。
- (b) 8 月 18 日に労働争議が発生して A 社が操業停止した場合。
- (c) 8 月 19 日に初期不良があったというクレームが A 社から出された場合。
- (d) 契約について生じた紛争について解決の場所は？

契約条件	条件の規定がある場所	コモン・ロー	U C C
争議による解除	申込	— — —	申込条件
初期不良	条件が申込と承諾で不一致	承諾条件	UCC の規定
仲裁による解決	承諾 (重大な変更)	承諾条件	— — —
戦争による解除	承諾	承諾条件	承諾条件